## 業務委託基本契約書

株式会社○○(以下「甲」という。)と株式会社□□(以下「乙」という)とは、甲が乙に委託する業務について、以下の通り業務 委託基本契約(以下、「本契約」という)を締結する。

(目的)

第1条 本契約は甲が乙に委託する次の業務の全部または一部(以下「本件業務」という)に関する基本的な条件を定めることを目的とし、 本件業務について甲及び乙間で締結されるすべての個々の契約(以下「個別契約」という)に適用されるものとする。但し、個別契約 において本契約と異なる定めを行った場合、甲及び乙は当該個別契約の定めに従うものとする。

【委託業務】 ①IT全般におけるコンサルティング、立案

②コンピュータ・システムの設計、開発、管理、テスト、導入、保守、運用

③コンピュータ・ネットワークの設計、設置、保守、運用

(個別契約の成立)

第2条 甲が乙に委託する業務の内容、成果物、納期、対価、支払方法及びその他必要な条件等の詳細は、個別契約に定めるものとする。 ② 個別契約は、契約条件を記載した甲所定の個別契約書、覚書、注文書または発注書に対して、乙が注文請書もしくはこれに類する書 面を甲に提出した時に成立するものとする。但し、甲の注文書発行後、10日を経過しても乙が何らかの意思表示もしない場合、乙は 甲の注文を承諾したものとする。

(個別契約の変更)

第3条 甲及び乙は個別契約の内容を変更する必要が生じた場合、双方協議のうえ個別契約を変更することができる。その場合、甲は別途変 更 した個別契約書、覚書、注文書または発注書を乙に交付するものとする。尚、変更された注文の成立は、前条に準ずるものとする。

(仕様の変更)

- 第4条 仕様変更の申し入れを行なう場合には、甲または乙は、双方で協議のうえ定めた書面に、変更の内容、理由等を明記して甲または乙 の 委託業務の主任担当者が署名または捺印を行なったうえ、これを相手方に通知するものとし、仕様変更の申し入れはこの方法のみに よるものとする。
  - ② 甲または乙は、相手方から仕様変更の申し入れがあった場合、変更の内容およびその可否について協議を行なうものとする。協議の 期間は変更の申し入れがあった日から1か月以内とし、この期間内に協議が調わない場合には、変更前の仕様に従って作業を続行する ことが甲にとって不利益であることが明らかである等の特段の事情がない限り、乙は変更前の仕様に従って作業を進めることができる ものとする.
  - ③ 仕様変更に伴い増加する費用については、甲の負担とする。

(青仟者)

- 第5条 乙は、本件業務の責任者を選任することとし、同人に、本件従事者に対する業務遂行における指揮命令その他本件業務処理に必要な 事 項を行わせるものとする。
  - ② 甲は、本件業務の遂行に関する要請・依頼、乙との連絡・確認等につき、責任者を通じて行うものとし、かかる要請等につき、当該 責任者以外の従事者に対してこれを行ってはならな

い。 (業務遂行)

- 第6条 乙は、自己の責任において、本件業務を遂行し、本件業務に従事する自己の従業員に対し、本件業務における割り振り、作業順序、 スピード等の業務遂行方法に関し、みずから直接指示するものとする。
  - ② 甲は、乙の従事者に対し、直接指示命令してはならず、本件業務の遂行に関する要請・依頼等については、乙の定めた責任者に対してこれを行うものとする。

(納入、検査)

- 第7条 乙は、成果物が完成した場合は、直ちにその旨を甲に通知するとともにその成果物を甲の指定する場所、指定する期日までに納入す る ものとする。
  - ② 甲は成果物の納入を受けた後、速やかに個別契約に定める成果物の明細及び仕様と当該成果物との整合性を検査するものとする。この場合、甲は乙の立会いを求めることができるものとし、乙はこれに応じるものとする。
  - ③ 前項の検査に合格し、検収書を発行したときをもって検収として、乙から甲へ成果物の引渡しが完了されたものとする。 ④ 第2項の検査により、不適合または過誤等の瑕疵が判明した場合には、甲は乙に対し不適合または過誤等の要旨を直ちに通知のうえ、 瑕疵の修補を請求するものとする。この場合、瑕疵の修補に要した費用は、不適合または過誤等の原因を勘案して、甲乙協議のうえ、 それぞれの負担額を決定するものとする。
  - ⑤ 検査書が交付されない場合であっても、検査期間内に甲から書面による前項の請求等成果物に対する異議の申立てがないときは、検査期間の満了をもって検査に合格したものとする。
  - ⑥ 第4項による請求に基づき乙が成果物の修補を行なった場合、乙は、修補後の成果物を甲の指定する期限までに甲の指定する納入場所において甲に納入し、甲の再検査を受けるものとする。
  - ⑦ 成果物の所有権は、本件業務の対価が完済されたときに、乙から甲に移転するものとする。

(知的財産権の帰属)

- 第8条 本件業務の遂行過程で生じた発明その他知的財産権またはノウハウ等(以下「発明等」という)が甲または乙のいずれか一方のみによって行われた場合、当該発明等に関する特許権その他知的財産権、ノウハウ等に関する権利は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属する。この場合、甲または乙は、当該発明を行った者との間で特許法第35条に基づく特許権等の継承その他必要な措置を講ずるものとする。
  - ② 本件業務の遂行課程で生じた発明等が甲及び乙に属する者の共同で行われた場合、当該発明等についての特許権等は甲乙の共有(持分均等)とする。この場合、甲及び乙は、それぞれに属する当該発明等を行った者との間で特許権等の継承その他必要な措置を講ずるものとする。
  - ③ 甲及び乙は、前項の共同発明等に係る特許権等について、相手方の同意を得ることなく、これらを自ら実施または利用することができる。但し、これを第三者に実施または利用を許諾する場合、持分を譲渡する場合は、相手方の事前の同意を必要とする。この場合、相手方と協議の上、実施または利用の許諾条件、譲渡条件等を決定するものとする。
  - ④ 各前項の定めにかかわらず、成果物の著作権については、第9条に定めるところによるものとする。

(成果物の著作権)

第9条 成果物のうち本件業務で新規に作成されたプログラムの著作権は、本件業務の対価が完済されたときに、乙から甲へ譲渡(著作権法 第21条から第28条に定めるすべての権利を含む)されるものとし、著作権譲渡の対価は、本件業務の対価に含まれるものとする。 ② 乙は前項に基づき甲に著作権を譲渡し、著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しないものとする。

(瑕疵担保責任)

第10条 乙が成果物を甲に引渡した検収終了後1年以内に発見された不具合、誤り、瑕疵(以下「不具合」という。)については、乙は、無償でこれを修正するものとする。但し、その不具合が乙の責に帰すべからざる事由によるものである場合、乙は甲の要求に従いこれを

有償で修正するものとする。

(遵法義務)

第11条 乙は法令に定めるところにより、適法に本件業務を遂行し、知的財産権などを含む第三者の権利を侵害してはいないことを保障する。 また、すべての必要な手続および義務を遂行し労働管理および作業管理等の万全を期するものとする。万一これらに関する事故が発生 した場合、または事故の発生する虞がある場合には、すべて乙の責任において解決処理するものとする。

(由止)

第12条 甲はやむを得ない事由により本件業務の継続が困難であると判断した場合、甲乙協議の上、本件業務を中止できるものとする。また、 その場合、対価の清算を含むその後の措置について甲乙協議するものとする。

(権利・義務の譲渡禁止)

第13条 甲及び乙は相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約及び個別契約の地位、権利または義務を有償・無償を問わず第三者に譲渡や貸与をしたり、担保に供してはならない。

(機密保持)

- 第14条 甲及び乙が個別契約に先立ち本件業務に関する機密保持契約を締結した場合、乙は当該機密保持契約を遵守するものとする。 ② 前項 の機密保持契約が締結されなかった場合といえども、甲及び乙は本件業務を遂行するにあたって相手方より知り得た営業上、技 術上及び 管理上の情報を第三者に漏洩したり、本件業務の遂行以外の目的に流用してはならない。但し、次の各号に定める情報は機密 情報には含まれないものとする。
  - (1) 甲及び乙の本契約違反の行為または不作為によらず公知となった情報
  - (2) 甲の提供前に公知となっていたか、乙が適法に占有していた情報

(個人情報保護)

- 第15条 乙は、本件業務の遂行上知り得た甲の従業員等もしくは第三者の個人情報(氏名、住所、年齢、電話番号、趣味、趣向、家族構成その他プライバシーに係わる情報をいう)を善良なる管理者の注意をもって管理しなくてはならない。
  - ② 乙は、契約満了、中止、解除その他理由の如何を問わず本件業務が終了した場合、速やかに個人情報を記録した有体物を甲の指示に 従い返却若しくは廃棄するものとし、またコンピュータ等に記録されたデータ等の無体物を消去するものとする。また、乙は甲が求め た場合、当該機密情報の返却、廃棄、消去等を行った証明書を提出するものとする。

(再委託の原則禁止)

第16条 乙が甲の承認により、本件業務の全部または一部を再委託する場合、乙は再委託先に対し、本契約及び個別契約に定める乙が甲に対して負うのと同様の義務を負わせるものとし、また再委託先の行為につき再委託先と連帯して責任を負うものとする。

(最終顧客との契約の禁止)

第17条 乙は本件業務に関連して、甲の顧客または最終顧客との間で本件業務及び本件業務類似業務に関する業務委託契約その他類似の契約 を締結してはならないものとする。

(損害賠償)

第18条 乙及び乙の従業員が本件業務の遂行にあたり、乙または乙の従業員の故意または過失により、甲または甲の顧客や第三者に損害を及ぼしたときは、乙はその損害を業務委託料を上限に賠償するものとする。なお、本条にいう損害には、乙の行為によって被った被害を立証するために要した費用、訴訟費用、弁護費用等の費用も含まれるものとする。

(契約の解除)

- 第19条 甲及び乙は、相手方が次の各号に該当する場合、何ら催告することなく、本契約および個別契約の全部または一部を解除することができる。
  - (1) 本契約及び個別契約に違反し、甲または乙の是正催告にも拘らず、違反状態を是正しない場合 (2)
- 第三者から仮差押、仮処分、差押、滞納処分、その他強制執行処分を申し立てられた場合
  - (3) 破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算の手続きを自ら申し立てまたは第三者

から申し立てられた場合

- (4) 本件業務の遂行が不可能または著しく困難であると甲が判断した場合
- (5) 甲または乙に対する信頼を失うような背信的行為を行った場合

(有効期間)

第20条 本契約は契約締結日より1年間とする。但し、期間満了の3ヶ月前までに甲または乙のいずれからも別段の意思表示のないときは、 同一の条件をもって更に1年間継続されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第21条 本契約について疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、解決するものとする。

(裁判管轄)

- 第22条 前条の協議によっても解決できない事項及び紛争に発展した事項の解決を行う場合、第一審の専属的合意管轄裁判所を名古屋地方裁 判所とする。
- 本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各自1通を保有するものとする。

甲